

施設利用料金表【ショートステイ】（強化型）

介護老人保健施設ヘルシーケアなほり

(単位：円/日または円/回)

サービス名	介護予防 短期入所療養介護		短期入所療養介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費 (1割負担)			875	951	1,014	1,071	1,129
	個室		794	867	930	988	1,044
	日帰り	ご利用できません	650(3~4時間)/908(4~6時間)/1,269(6~8時間)				
諸加算 (1割負担)	サービス提供体制強化加算(I)			22			
	サービス提供体制強化加算(II)			18			
	夜勤職員配置加算			24			
	個別リハビリテーション実施加算			240			
	療養食加算(1食)			8		(療養食対象者)	
	送迎加算(片道)			184			
	若年性認知症利用者受入加算			120			
	緊急短期入所受入加算			90		(7日以内、やむを得ない事情がある場合は14日)	
	総合医学管理加算			275		(7日限り)	
	重度療養管理加算			120		(要介護4、5)	
	緊急時治療管理			518			
	認知症行動・心理症状緊急対応加算			200		(7日限り)	
	在宅復帰・在宅療養支援加算(II)			46			
	介護職員処遇改善加算(II)			1月につき	+所定単位×2.9%		
特定処遇改善加算(II)			1月につき	+所定単位×1.7%			
食費・居住費	食費		朝食	395			
			昼食	525			
			夕食	525			
	居住費(2~4人部屋)			377			
	居住費(個室)			1,668			
利用料 (全額負担)	おやつ代			160			
	個室料金			1,100			
	2人部屋料金			550			
	洗濯代(5枚まで1ネット)			330		(1ヶ月で合計して計算)	
	ねまき代(施設のものを使用1回毎)			110			
1日あたりのご負担額	2,989~3,255(4人部屋)/5,296~5,557(個室)						
その他実費を いただくもの	理美容代、クリーニング代、行事参加費、 健康管理費(インフルエンザ予防接種等)、各種文書料、 その他ご依頼により個別に購入する日常生活品						

(令和3年8月1日現在)

- 「基本サービス費」「諸加算」は、規定の単位数に対する1割負担の金額です。(本人の合計所得金額に応じて負担割合は変わります。)介護保険料のお支払状況により、3割負担の金額になったり、一旦全額(10割)ご負担いただいたうえで9割を市町村より後日給付してもらうようになることがあります。

ただし、担当の介護支援相談員(ケアマネジャー)〔介護予防にあっては地域包括支援センター(または委託の居宅介護支援事業所)〕が作成した1ヶ月の計画単位数を超過した場合は、超過単位分について10割相当額をお支払いいただきます。詳しくは担当のケアマネジャーにご相談ください。

- 「サービス提供体制強化加算」は、当施設の入所職員構成において、介護福祉士比率が要件を満たすと一律に加算されます。
- 「夜勤職員配置加算」は、所定の条件を満たしているため、一律に加算されます。
- 「送迎加算」は、送迎サービスをご利用いただいた場合、片道につき加算されます。
- 「療養食加算」は、所定の条件に該当した場合に加算されます。
- 「個別リハビリテーション実施加算」は、個別のリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
- 「緊急時治療管理」は、病状が重篤になり、応急的に救命救急医療を実施した場合、3日を限度に加算をいただくことがあります。
- 「重度療養管理加算」は、所定の状態に該当する場合に加算されます。
- 「若年性認知症利用者受入加算」は、医師の判断を受け、条件に該当した場合に加算されます。
- 「緊急短期入所受入対応加算」は、居宅支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所を受ける必要と認めるとき加算されます。
- 「総合医学管理加算」は、治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を行った場合、7日を限度として加算されます。
- 「認知症行動・心理症状緊急対応加算」は、医師の判断により緊急に利用した場合に加算されます。
- 「介護職員処遇改善加算」は、厚生労働大臣が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、介護度別サービス利用料金及び諸加算を加えた額の1000分の29に相当する額が加算されます。
- 「特定処遇改善加算」は、厚生労働大臣が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、介護度別サービス利用料金及び諸加算を加えた額の1000分の17に相当する額が加算されます。
- 「在宅復帰・在宅療養支援加算」は、所定の在宅復帰支援実績を満たす時に一律に加算されます。
- 「食費」「居住費」は、ご家庭の状況によって、ご負担が減額される場合があります。
- 入退所、外出、外泊等によりお食事、おやつを希望されない場合は、前日までにお申し出ください。当日にご利用者による理由で食事をお取りにならない場合、相当額を申し受けます。
- 「利用料」は、施設で用意するものをお召し上がりまたはご利用いただく場合等にお支払いいただきます。
- 「1日あたりのご負担額」は、あくまで標準的なご利用をされた場合の目安です。ご家庭の状況およびご利用状況により多少の増減があります。あらかじめお含みおきください。
- これら以外にもご負担をお願いする場合がありますが、その都度ご相談させていただきます。